

Title	討議民主主義理論をめぐる議論状況
Sub Title	
Author	柳瀬, 昇(Yanase, Noboru)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の法律学 公法I : 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.35- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88452463-00000001-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

討議民主主義理論をめぐる議論状況

柳 瀬 昇

- 一 現代民主主義理論の系譜と討議民主主義理論の位置づけ
- 二 討議民主主義理論とその批判者たち
- 三 理論群としての討議民主主義理論

一 現代民主主義理論の系譜と討議民主主義理論の位置づけ

1 討議民主主義理論の登場以前の民主主義理論

二〇世紀の現代民主主義理論は、シュンペータ (Joseph A. Schumpeter) という経済学者によって、一つの転換期を迎えた。シュンペータは、一九四二年の『資本主義・社会主義・民主主義 (Capitalism, Socialism, and Democracy)』において、これまでの古典的民主主義理論を否定したうえで、新たな民主主義観を提示した。「政治的決定に到達するための一つの制度的装置であつて、人民の意思を具体化するために集められるべき代表者を選出することによって人民自らが問題の決定を行い、それによって公益を実現しようとするもの」と定義される古典的民主主義理論に対して、シュンペータは、一義的に規定されるような公益なるものは存在せず、また、かりに公益が万人に承認されるとしても、この問題については、一致した回答が与えられるものではないので、一般意思は存在しないと批判した。そのうえで、選挙民が政策の決定権を有し、代表者がその意思を代弁することというこれまでの民主主義観から、大転換を図ることを提唱する。すなわち、選挙民の役割は政府を作ることである (選挙こそが第一義である) とし、選挙による問題の解決は第二義的なものと考え、「民主主義的方法とは、政治的決定に到達するために、個人が、人々の投票を獲得するための競争を行うことにより決定力を得るような制度的装置である」という非常に有名な定義を示した。¹⁾

二〇世紀の民主主義理論の方向性を変えたのがシュンペータであるとすれば、その議論をさらに勃興させたのが、ダール (Robert A. Dahl) である。ダールは、一九五六年の『民主主義理論序説 (A Preface to Democratic Theory)』でそれまでのアメリカ合衆国における民主主義理論の系譜を整理したうえで、有史以来、研究者が考えるような民主主義の理念が完全に実現されることがないことを踏まえて、一九七一年の『ポリアーキ

『Polarchy』において、議論の混乱を回避するために、理念としての民主主義と現実の分析概念としての民主主義とを分けて考えるべきであると主張した。そして、後者について、ポリアーキ (Polarchy) という概念をあて、公的異議の申立て (政治的競争) と、政治参加 (包括性) という二つの軸をもとにそれを構成した。⁽⁵⁾ その一方で、ダールは、民主主義理論の定式化に努め続けてもいる。その集大成ともいべき一九九八年の『民主主義について (On Democracy)』では、民主政治過程のための基準として、(一) 実質的な参加、(二) 投票における平等、(三) 見識ある理解が得られること、(四) 議題についての最終的調整を実施すること、(五) すべての成人の包摂という五つを挙げている。⁽⁶⁾ そして、民主政治は、(一) 暴政の回避、(二) 本質的な諸権利、(三) 一般的な自由、(四) 自己決定、(五) 道徳的自律、(六) 人間性の発展、(七) 本質的な私的利益の擁護、(八) 政治的平等の八つをもたらし、さらに、近代的な民主政治は、それに加えて、(九) 平和の追求と、(十) 繁栄をもたらすとも述べている。⁽⁷⁾

2 民主主義理論における最も新しいイノベーションの波

(一) 民主主義理論の三つの波

二〇世紀の民主主義理論は、グッディン (Robert E. Goodin) によれば、三つの波として発展してきた。⁽⁸⁾

第一の波が、前項で概観したシュンペータやダールに代表されるエリート民主主義 (democratic elitism) である。前世紀半ばに、シュンペータが明確に示したのは、政党は選挙のときのみに権者に説明責任を果たし、選挙民は政党によって提示された政策のパッケージの中からそれを選ぶ存在に追いやられるという姿であった。ここでの民主政治とは、定期的な選挙の際に利益集団同士で練り広げられる国民の投票を獲得するための単なる競争的闘争を意味した。

この第一の波に反発して起こった第二の波が、公式の政治過程と社会生活を形成する市民社会との両方に、よ

り多くの国民の参画を促進しようとする参加民主主義 (participatory democracy) の理論である。この第二の理論によれば、代議制民主主義は本質的なものではなく便宜的に採られているにすぎず、民主主義は、本来的には個人の自己決定に由来するものであるという。政治参加は、選挙以外のさまざまな場面で行われるべきであり、また、場合によっては、重要な政策争点をめぐる住民投票などのような直接的な参加を評価する。マンズブリッジ (Jane J. Mansbridge) やペイトマン (Carole Pateman) らが、この第二の波の代表的な論者である。

そして、それに続く第三の、そして、最も新しいイノベーションの波こそが、討議民主主義 (deliberative democracy) である。

この新しい民主主義理論は、個人の加工されていない直感的な生の選好を集計し、その最大化を図るべく、公共的な事項が決定されるべきであるとする、多元主義に基づく選好集計型の民主主義 (aggregative democracy) 理論への対抗理論として、一九八〇年代の欧米において勃興し、今日、公法学及び政治学の領域において、爆発的に議論されている。一九九〇年前後の民主主義理論は討議的転回 (deliberative turn) を遂げたことは明らかである^⑩と、ドライゼック (John S. Dryzek) は分析している^⑪。

(二) 対抗理論としての選好集計型民主主義理論

ヤング (Iris M. Young) によれば、現代の民主主義理論においては、選好の集計モデル (aggregative model) と熟慮・討議モデル (deliberative model) とが注目されているという。いずれも、民主政治が法の支配を必要とすること、合意が不可能ないし到達困難などときには投票が意思決定の方法であること、民主政治過程が表現、集会及び結社の自由などを必要とすることなどを、民主的制度の基本的枠組みとして前提とするものである^⑫。

ヤングによれば、選好集計型モデルとは、公務員や公共政策の選定において国民の選好を集計する過程を民主政治であると解釈し、政治的意思決定の到達点は、最も広くかつ強く人々に抱かれた選好に最大限応答する指導

者や政策は何であるかを決定することであるという。民主政治は、政党や候補者が政策プログラム (platform) を示し、最も多くの国民の選好を充足させようと試みる競争的過程であり、類似する選好をもつ国民は、政党や政策決定者の活動に影響力を行使するために、しばしば利益集団を結成する——選好集計型モデルは公共政策の形成過程をこのように写描する。ここでは、結果や価値は、個人の主観的で (subjective)、理性的でなく (non-rational)、政治過程に外在的な (exogenous) ものであるということを前提としており、結果的に、民主政治は、私的利益や選好の競争以外のなものでもないと考えられる。そして、その対抗理論として登場するのが、民主政治を實踐理性 (practical reason) の形成であるとする熟慮・討議モデルである。ここでは、民主政治過程の参加者は、最良の問題解決や法律制定などのために提案を行い、その案について他者を説得することを目的として議論を展開させる。対話を通じて、提案は吟味され、あるものは拒絶され、またあるものは洗練される。そして、どの選好が数値的に最も多く支持を得たかではなく、どの選好が最も理にかなっていたと同意されるかによって、決定に到達する。このモデルでは、民主政治過程が、他者との討議の関係性及び性向に向けてのいくつかの規範的理念 (normative ideals) ⁽¹³⁾ を伴うことになる⁽¹⁴⁾。

また、ガットマン (Amy Gutmann) とトンプソン (Dennis F. Thompson) によれば、熟慮・討議概念においては、国民や代表者が示す選好の理由が探求され、その正当化 (justification) が求められるのに対して、選好集計概念では、選好は所与のものとしてとらえられ、その選好についての正当化は求められず、さまざまな方法で効果的かつ公正にそれを結合させることが求められるにすぎない⁽¹⁵⁾。

要するに、選好集計型モデルは、個人の選好は所与でかつ不変であり、公共政策の決定にあたっては個人の選好の最大化を図るべくそれを集計した結果に基づきなされるべきであると考ええる。政策の選択は国民の意思に忠実になされるべきであるとするのが、選好集計型民主主義の特徴である。その一方、熟慮・討議モデルは、個人

の選好は討議などを通じて変容しうるものであるという前提に立ち、公共政策の決定に対しては、十分な情報に基づく討議という過程をより重視するものである。この二分論は、エルスター (Jon Elster) のいう市場の論理 (principles of the market) と議場の論理 (principles of the forum) の二分論⁽¹⁶⁾ともほぼ符合する。すなわち、私的選好を所与不変のものと考え、それを各行動主体が取り引きし合い、最終的に最も優位となった選好が勝利するという市場の論理と、選好は所与不変のものではなく、むしろ討議の過程で変化しうるものであり、主張同士が切磋琢磨し合い、より説得力のあるものが生き残り、より論拠の乏しいものが淘汰されるという議場の論理との対立は、まさに選好集計型民主主義理論と討議民主主義理論との対立を想起させるものであるといえよう。

(三) 討議民主主義理論の理論的優位性

では、この討議民主主義理論が現代の民主主義理論を根底から転回させたものとして評価されているのは、なぜか。

ガットマンとトンブソンによれば、そもそも、討議民主主義理論は、次の四つの相互に関連する目的に資するものである。すなわち、第一に、討議は、集合的決定の正統性を高める (promote the legitimacy of collective decisions) ものである。公共的な事項についての多くの異議が示される決定に関してさえ、それが、相反する道徳的主張のために注意深く熟考された後に採用された場合と、単に競合する政治的利益の相対的な強さのためだけに採用された場合とでは、評価は大いに異なる。第二に、討議は、公的な政策争点についての公共心あふれるものの見方を奨励する (encourage public-spirited perspectives on public issues) ものである。論争的な公共政策の争点について議論するときに、完全に利他主義に徹したいという人はごくわずかである。上手に構成された場における討議は、公共の利益の問題について、より広いものの見方をとるよう参加者に奨励する。背景となる条件が不都合な場合であっても (実際、そのような場合が多い)、政治的権力がものをいうだけの過程よりも、道徳的理

由が交わされる過程において、市民は争点についてより広い見方を採る可能性が高い。第三に、討議は、相互に尊重し合える意思決定過程を促進する (promote mutually respectful processes of decision-making) ものである。討議は、相容れない価値を両立させることはできないが、反対者の主張における道徳的な利点を (それがあるときは) 参加者に認識させることができる。討議はまた、本当に相容れない価値から生じる道徳的不一致と解決しうる不一致とを、討議者が区別することにも役立ちうる。そして、第四に、市民や官僚は集合的的行為に不可避な誤りを犯すものであるが、討議は、そのような誤りを正す (correct these mistakes) ものである。上手に討議の場を構成すれば、個人的な理解と集合的な理解が促進される。議論の応酬を通じて、参加者は、相互に学び、自分個人または集団の誤解を認識するようになり、そして、批判的な吟味に耐えうるような新たな視点と政策を発展させることができる。⁽¹⁷⁾

これら四つの討議の目的は、討議民主主義の一般的な目標が政治における道徳的不一致の問題を扱うのに最も正統化できる概念をもたらしというガットマンとトンブソンによる分析を前提として、その目標の追求のために示されたものであるが、その内容を検討する限り、それに限定されるものではなく、討議民主主義理論の優位性として、より一般化して示すことが可能であろう。⁽¹⁸⁾

(1) 民主主義理論の精緻化に貢献した研究者を列挙するならば、なぜ彼または彼女が含まれていないのかという批判が寄せられるのは、当然に予想されるところではあるが、ここでは、敢えて批判を覚悟したうえで、シユンベータとダールの二人を挙げることにする。民主主義理論の精緻化の功労者として、彼らのほかに別の彼または彼女がいるではないかという議論はあるとしても、この二人が貢献者とはいえないではないかという議論は、およそ考えられないからである。

(2) Joseph A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism, and Democracy*, New York: Harper and Row, 1942, p. 250 (中山伊知郎・東畑精一＝訳

- 『資本主義・社会主義・民主主義 (新装版)』(東洋経済新報社、一九九五年) 三九九頁。なお、シュンペーターの民主主義理論とその系譜については、曾根泰教「J・A・シュンペーターと現代民主主義」白鳥令・曾根泰教編著『現代世界の民主主義理論』(新評論、一九八四年) 九頁以下を参照。
- (3) *Ibid.*, p. 269 (邦訳＝四二九頁)。
- (4) Robert A. Dahl, *A Preface to Democratic Theory*, Chicago: University of Chicago Press, 1956 (内山秀夫＝訳『民主主義理論の基礎』(未来社、一九七〇年)。
- (5) Robert A. Dahl, *Pluralism: Participation and Oppositions*, New Haven: Yale University Press, 1971 (高島通敏・前田脩＝訳『ポリアーキー』(三一書房、一九八一年)。
- (6) Robert A. Dahl, *On Democracy*, New Haven: Yale University Press, 1998, pp. 37-40 (中村孝文＝訳『デモクラシーとは何か』(岩波書店、二〇〇一年) 五〇―五五頁)。
- (7) *Ibid.*, pp. 44-61 (訳書＝六〇―八三頁)。
- (8) Robert E. Goodin, *Reflective Democracy*, Oxford: Oxford University Press, 2003, pp. 3-4。
- (9) *Ibid.*, p. 3。
- (10) His M. Young, “Political Theory: An Overview.” Robert E. Goodin and Hans-Dieter Klingemann eds., *A New Handbook of Political Science*, Oxford: Oxford University Press, 1996, p. 486。
- (11) John S. Dryzek, *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford: Oxford University Press, 2000, p. 1。ライゼックは、この民主主義理論における討議的転回が「民主主義の信頼性 (authenticity) にこの議論を刷新し、民主主義を深化させた」と評価する (*ibid.*, p. 175)。
- (12) His M. Young, *Inclusion and Democracy*, Oxford: Oxford University Press, 2000, p. 18。
- (13) ヤンズは「包摂性 (inclusion)」「平等性 (equality)」「合理性・妥当性 (reasonableness)」「公開性 (publicity) の四つを挙げている (*ibid.*, pp. 23-25)。
- (14) *Ibid.*, pp. 18-25。

- (15) Amy Gutmann and Dennis Thompson, *Why Deliberative Democracy?*, Princeton: Princeton University Press, 2004, pp. 13-21.
- (16) Jon Elster, "The Market and the Forum: Three Varieties of Political Theory," James Bohman and William Rehg, eds., *Deliberative Democracy: Essays on Reason and Politics*, Cambridge: MIT Press, 1997, pp. 3-33.
- (17) Gutmann and Thompson, *supra* note (15), pp. 10-12.
- (18) *Ibid.*, p. 10, これら四つの討議の目的は、(一)リソースの欠如 (scarcity of resources)、(二)限定された寛容さ (limited generosity)、(三)相容れなざる道徳的価値 (incompatible moral values)、(四)不完全な理解 (incomplete understanding) という道徳的不一致の原因 (sources of moral disagreement) にそれぞれ対応するものである (*ibid.*, pp. 10-12)。
- (19) また、先述の選好集計型民主主義理論との比較においても、討議民主主義理論の優位性は明らかである。すなわち、ガットマンとトンプソンによれば、これら二つの現代民主主義理論は、次のように比較分析される。すなわち、選好集計型の民主主義では、社会生活や政治生活上の根源的な道徳的不一致の問題について、人々に問い、投票させるなどの手法を採る(選好集計概念においては、このような多数決主義 (majoritarianism) のほかに、功利主義的に、費用便益分析などによって、民意を問わずに選好を形成させる手法が挙げられるという (*ibid.*, pp. 14-15)) が、その前提として、この理論を信奉する民主主義論者は、表出された選好を民主的意思決定の特権的かつ第一の構成要素として扱う。選好それ自体は正当化される必要はなく、この理論においては、集意的意思決定の結果は、多数決主義的なし功利主義的な合理的手法によってもたらされたということだけで正当化されることになる。たしかに、選挙の結果にせよ費用対効果分析の結果にせよ、少なくとも原則として明確な決定をもたらすものであり、また、市民の声だということだけで、道徳的不一致の問題についてもそれを解決するための議論を挟まねくすという点で、選好集計概念は優れている (*ibid.*, pp. 15-16)。しかしながら、選好集計概念においては、民主的意思決定において理にかなった基礎を維持することができず、社会における既存の勢力分布を再確認するだけに終わるという深刻な欠点があり、また、選好を集計する方法自体について市民が議論することができないという根源的な課題が残される (*ibid.*, pp. 16-17)。その一方で、討議民主主義にも難点はある。第一に、多くの意思決定の場合に期待されないような合意がない限り、決定的な結論に至るための当然の方法というものを提供しないので、討議的な政治をしようとするならば、ほとんど常に(委員会による勧告や議会における議決のような)他の決定手続によって補完されなければならない。討議は、決定において、必

ず終わらなければならないが、討議民主主義は、それ自身、最終的な決定に到達するための一つの手続を指定せず、投票（それ自体は、討議的ではないが）のような他の手続に頼らなければならない。第二に、討議概念は、選好集計概念におけるような中立的らしき原理ではなく、互恵性（reciprocity）などの明らかに道徳的な原理に頼ることになる。それゆえに、討議は、市民が示した選好とは無関係であるかもしれない実質的な道徳的主張を引き起こしうる。もっとも、これらは、致命的な難点ではなく、逆にいえば、討議民主主義の長所であるともいえる。すなわち、討議民主主義が（道徳的合意の形成なしに）結論を正当化するための討議をもたらず固有の方法を定めないとこの事実が、一つの方法によって討議の結果でありさえすればすべて正当化することはできないことを認めているということの意味する。討議民主主義は、投票や行政命令などの、最終的な決定に至るための多くの異なる種類の決定作成方法と適合しうるし、討議に制約がなければ、決定作成のための手続の決定についても、市民や立法者に早期の決定に対して異議を申し立てることを可能にする（ibid., pp. 18-19）。

二 討議民主主義理論とその批判者たち

討議民主主義理論の進展とともに、その批判者たちの議論も次第にかまびすしくなってきたが、その中でも、選好集計型の民主主義理論に疑義を呈するという討議民主主義理論の問題関心を共有しながらも、⁽²⁰⁾ 討議理論を批判しつつ独自の議論を展開するものに注目が集まっている。一つがムフ（Chantal Mouffe）をはじめとする闘技的民主主義（agonistic democracy）理論であり、また一つがドライゼックの言説的民主主義（discursive democracy）理論である。彼らの批判は、主として、討議民主主義理論における合意（consensus）と理性（rationality）ないし理性的論証（rational argument）の概念に対して向けられている。

1 民主的討議と合意形成志向性

まず、民主的な討議が、論争的な議題に関して討議参加者間の合意を形成するものであるか否かについて検討しよう。

コーエン (Joshua Cohen) によれば、討議民主主義の概念は、民主的な結社 (Democratic association) の直覚的な理念に根ざしたものであり、その結社の諸条件の正当化は、平等な市民間での公共的な議論と理由づけ (public argument and reasoning) を通じて行われる。市民は、このような秩序の中で、公共的な理由づけを通じて集合的選択をすべき問題の解決への関与を分担し、そして、自分たちの基礎的制度を、それが自由で公共的な討議の枠組みを確立する限りで、正統なものともみなす⁽²¹⁾。そして、自由かつ平等な主体間の理想的な討議の目的は、理性に動機づけられた合意形成に到達することである⁽²²⁾。

しかしながら、ムフによれば、いかなる合意も必然的に排除に結びついており、排除なき合意というものは実現しないため、そもそも合意は廃棄されなければならない概念であり、それに代わって、恒常的な紛争や敵対関係が受容されなければならない⁽²³⁾。そして、民主主義的なゲームのルールを受容しない民主主義的秩序の外部に存在する敵対士の抗争的な闘争 (antagonistic struggle between enemies) を、秩序の内部の対抗者同士間の闘技的対抗 (agonistic confrontation among adversaries) に、すなわち闘争 (antagonism) を闘技 (agonism) に変化させること⁽²⁴⁾こそが、民主政治にとって重要であり、そのための枠組みを提供することが民主政治の目的であるという⁽²⁵⁾。

また、現今の討議民主主義理論の議論が言説的民主主義理論と混同されていると分析したうえで、言説的民主主義理論をもって真の討議民主主義を構想しようとするドライゼックも、討議が合意を志向すべきものであるか否かという問いに対しては、後者に立つたうえで、そもそも合意そのものを、多元社会において達成できない、不必要かつ望ましくないものとして否定している⁽²⁶⁾。

このような指摘に対して、討議民主主義論者の中にも、民主的討議と合意との関係について、慎重な立場をとる者も少なくない。例えば、ガットマンとトンプソンは、この理論が、道徳的不一致 (moral disagreement) の場合には、合意形成を求めるのではなく、受容できるような決定に到達するよう討議参加者が互いに説得し続けるべきであるということを中心概念とすると述べている。⁽²⁷⁾

民主的な討議の結果、理性的な合意が形成されるのか、それとも、排除なき理性的な合意なるものはそもそも存在しえないというのか。それは、そこでいう合意の概念の定義如何による。いずれにせよ、民主的討議が合意形成を志向するとする論者も、合意の成立に疑問をもつ論者も、討議が合意の前提となる個人の選好を変容させる可能性については同意している。

討議民主主義理論の初期の議論において、マーニン (Bernald Mannin) は、選好集計型の民主主義理論が前提としている個人の選好の所与不変性に対して、討議という過程が個人の選好を変容させようということを暗示し、決定の正統性の源泉を個人の所与の選好ではなく選好が形成されていく討議という過程に見るべきであると主張した。⁽²⁸⁾ 論争的な合意概念の探求は、討議民主主義理論に固有の議論ではないので、ここでは、その前提となる選好の変容可能性の段階に注目することにしたい。

たしかに、一般に、論争的な議題に関して、個人は何らかの自己利益に基づく私的な選好を有しており、合理的な個人のそれはきわめて利己的なものであるかもしれない。しかしながら、複数の相対立する主張が衝突するとき、普遍化したい当該個人の自己利益のみに基づく論拠ばかりを示しているは、通常は、自己の主張について他者から納得を引き出すことは困難であるので、より多くの他者から支持を得るために、利己的な自己利益を強弁することに代えて、個人が潜在的に有していた、他の討議参加者も共有しうるような論拠を示そうとするようになる。⁽²⁹⁾ つまり、ボーマン (James Bohman) のごうように、討議という過程は、誰でもが受容可能な理由によ

って自らの決定や意見を正当化することを討議参加者に強要するものである。⁽³⁰⁾

また、討議の過程において、異なる選好を有する他者との討議を経ることにより、討議参加者が、当初の選好形成の時点で参照しなかったさまざまな情報に接触し、それを踏まえて自己の観点から議題について再解釈したり、他者の観点を斟酌するようになり、討議の場に出される選好あるいはその論拠は切磋琢磨する。ポーマンは、この過程を「*securing uptake*」と呼んでいる。⁽³¹⁾

要するに、民主的討議の意義は、個人の所与の選好を、他者の観点の組入れなどを通じて、公共的なものへと変容させることにあると考えるべきであろう。そして、その結果、合意が形成されると評価するか否かは、論者のいう合意概念に依存する。

2 民主的討議と理性的論証

次に、民主的な討議を行う際のコミュニケーション様式が理性的論証に限定されるべきか否かについて検討しよう。

ムフは、討議民主主義理論が理性的論証をコミュニケーション様式として過度に重視しているとして、それが情念と情動 (*passion and affects*) が政治において重要な位置を占めることを無視しているという点で、同様の誤りを犯している選好集計型の民主主義と並べて批判している。⁽³²⁾

討議が理性的になされるべきであるとする点に懐疑的なのは、ウォルツァー (*Michael Walzer*) も同じである。ウォルツァーは、理性的な討議の意義を肯認し討議理論そのものに対しては好意的な見地に立つものの、現実の政治過程において討議以外の構成要素もそれと劣らず重要であり、また、そもそも付属物のない純粹な討議というものは存在しえず、むしろ討議はそれ以外の構想要素と並存すべきであると述べ、理性と複合する情念の意義

を強調する。⁽³⁴⁾

理性的論証を民主的討議の中心的なコミュニケーション様式として重視する点をめぐる批判に対しては、討議民主主義論者も、一定の理解を見せて呼応する。例えば、ヤングは、より教育を受けた白人男性のように論証が優れて得意なものもいることから、対話者の具現性と特殊性を認識するために、コミュニケーション様式として、批判的論証 (critical argument) のほかに、挨拶 (greeting)、レトリック (rhetoric)、物語 (storytelling) の三つを追加することを提唱する。⁽³⁵⁾ サンダース (Lynn Sanders) においては、ラップ音楽などのような、自分の固有の言語により自分自身を物語るテストイモニ (testimony)⁽³⁶⁾ が提案される。

これを受けて、ドライゼックも、結論的には、コミュニケーション様式として、論証以外のものを認めるべきであると主張する。⁽³⁷⁾ ただし、ドライゼックは、ヤングやサンダースの示したコミュニケーション様式を吟味するにあたって、強圧的 (sovereign) であるか否かなどの観点から、物語やテストイモニ、挨拶の意義を懐疑的に見なう⁽³⁸⁾ うえで、特定の枠組みの拡張や融和のために異なる理論構成の枠組みを超えて効果的に訴え出るのに役立ちうるものとして、レトリックの意義を認める。⁽³⁹⁾

たしかに、情念などを軽視し理性を尊重したうえで、民主的討議におけるコミュニケーション様式を理性的論証に限定する討議民主主義理論は、民主主義的思想形成・決定の理論としては、排他的にすぎるきらいがあるろう。レトリックなどの他のコミュニケーション様式は、冷静な討議に親しまない論題を扱ううえで有効に機能しうるかもしれないし、これらの様式を認めることが、理性的討議を不得手とする一定の討議参加者にとつては、民主的討議への参入障壁を低くすることになるかもしれない。したがって、これら強いコミュニケーション様式を、討議の場から一切排除するのは適切ではないといえよう。

もともと、理性的論証以外のコミュニケーション様式は、それがきわめて強圧的であるがゆえに、不当に機能

しうるおそれがあるという点も看過しえない。他のコミュニケーション様式を導入する必要性を説いたドライゼック自身も、論証が民主的討議にとって常に中心的なものでなければならぬと述べている。⁽⁴⁰⁾したがって、民主的討議は理性的な論証によってなされることを原則とし、それ以外の方法は補助的な手段としてとらえるのが妥当であろう。

- (20) 例えば、ムフは、選好集計型の民主主義理論とそれに基づく道具主義的な政治の概念構成へのオルタナティブを定式化する必要性があるという点で、討議民主主義論者の議論に賛同する (Chantal Mouffe, *The Democratic Paradox*, London: Verso, 2000, p.96 (葛西弘隆「訳『民主主義の逆説』(以文社、二〇〇六年)一四八頁))。
- (21) Joshua Cohen, "Deliberation and Democratic Legitimacy," Bohman and Rehg eds., *Deliberative Democracy*, p. 72.
- (22) *Ibid.*, pp. 74-75; 合意形成ができない場合、多数決により決着することが認められるが、その場合でも、理性に動機づけられた合意を模索したというコメントがあることに意義を見出す (*ibid.*, p. 75)。
- (23) Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, London: Verso, 1993, pp. 104-105 (千葉真・土井美徳・田中智彦・山田竜作「訳『政治的なるものの再興』(日本経済評論社、一九九八年)二〇八頁)。
- (24) ここで、敵と対抗者とを分ける基準は、民主主義的なゲームのルールを受容するか否かである (*ibid.*, p. 4 (訳書「八頁」))。
- (25) Mouffe, *supra* note (20), p. 117 (訳書「一七七頁」)。ただし、このようなムフの議論に対しては、批判も多い。例えば、田村哲樹准教授は、ムフの議論が、討議民主主義理論における合意の契機についての過度に単純化された理解に基づいており、また、それが擁護すべき闘技の成立条件に十分な関心を払っていない点を批判している (田村哲樹『熟議の理由』(勁草書房、二〇〇八年)四九頁)。
- (26) Dryzek, *supra* note (11), p. 170. See, also, *its* pp. 31-80.
- (27) Amy Gutmann and Dennis Thompson, *Democracy and Disagreement*, Cambridge: Belknap Press, 1996, p. 1; pp. 73-79. 彼らによれば、
- (一)相互性 (reciprocity) (二)公開性 (publicity) (三)説明責任 (accountability) とする三つの条件を充足していれば、少なくとも部

- 分的ないしは暫定的な合意が得られるので、それをもって十分であると考えよう (ibid., pp. 24-26, p. 93-94)。
- (28) Bernard Manin, "On Legitimacy and Political Deliberation," *Political Theory*, 15 (3), 1987, pp. 345-351.
- (29) この過程において、私的利益が公共的利益へと転換されたと評価することもできるし、その一方で、自己利益の主張を戦略的に抑制することが自己利益の実現に資するため、そのような行為がなされたと評価することも可能である。
- (30) James Bohman, *Public Deliberation: Pluralism, Complexity, and Democracy*, Cambridge: MIT Press, 1996, p. 5-6.
- (31) ボーマンは、討議参加者間で論拠の交換が行われ、参加者は「互いにより応答的になり、他者の観点を自分自身の観点として摂取したり、自分自身の観点から他者の観点を再解釈したりするようになることを、民主的討議の意義の一つとして挙げよう (ibid., p.58)。
- (32) Mouffe, *supra* note (20), p. 115 (訳書 = 一四七頁) ; Mouffe, *supra* note (23), p. 115 (訳書 = 二二六—二二七頁)。
- (33) Michael Walzer, *Politics and Passion: Toward a More Egalitarian Liberalism*, New Haven: Yale University Press, 2004, pp. 107-109 (齋藤純一・谷澤正嗣・和田泰一 訳『政治と情念』(風行社、二〇〇六年) 一七八—一八〇頁)。
- (34) *Ibid.*, pp. 110-130 (訳書 = 一八五—二一七頁)。
- (35) Iris M. Young, "Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy," Seyla Benhabib ed., *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political* 1996, Princeton: Princeton University Press, pp. 129-132. それに対するトナイゼンクの応答は「レトリックのみを受益し、挨拶や物語を拒絶する」ことである (Dryzek, *supra* note (11), p. 70)。
- (36) Lynn Sanders, "Against Deliberation," *Political Theory*, 25 (3), 1997, p. 327. これは、ヤンクの物語に類似するとトナイゼンクは分析しよう (Dryzek, *supra* note (11), p. 66)。
- (37) Dryzek, *supra* note (11), p. 167.
- (38) *Ibid.*, pp. 68-69.
- (39) *Ibid.*, p. 70. 田村准教授は、トナイゼンクの議論に賛同して、討議へレトリックを導入すること(それは、情念の導入を意味する)によって、闘技的民主主義と討議民主主義との接合を図ろうとする(田村・前掲注(25) 八〇—八三頁)。
- (40) Dryzek, *supra* note (11), p. 71.

三 理論群としての討議民主主義理論

1 討議民主主義理論は代議制民主主義理論と対峙するか

討議民主主義理論をめぐるわが国の議論空間において、篠原一教授が与えた影響はきわめて大きかった。篠原教授による討議民主主義理論の簡明な解説は、この理論を人口に膾炙させ、その後、わが国において、討議民主主義理論をめぐる議論がなされる際には、研究者によってしばしば引用される必須文献の一つになった。

篠原教授の『市民の政治学』においては、討議民主主義と参加民主主義とが並立的な関係にあり、そして、それらは代議制民主主義と対置される関係にあるとされている。篠原教授によれば、討議民主主義と参加民主主義との関係は、前者が市民社会における討議の結果の直接的効果に比重を置かないものであるのに対して、後者はそれと政策決定とを直接結び付けて考えるものであり、これらはいずれも、代議制民主主義とは別の回路の民主主義理論であるという。そして、代議制民主主義と討議民主主義+参加民主主義の二回路制の民主主義論の時代が到来したといい、この現象を「デモクラシーの複線化」と呼ぶ。⁽⁴³⁾ この理解は、その後公刊された『歴史政治学とデモクラシー』においても、参加民主主義と討議民主主義との関連性が強調されつつも、基本的には維持されている。⁽⁴⁴⁾

しかしながら、一九八〇年代以降の英米の討議民主主義理論を精査し、また、二〇〇〇年代後半の議論の展開を踏まえて検討すれば、篠原教授による討議民主主義と代議制民主主義との関係の整理は、すこぶる慎重に理解されなければならない。

そもそも討議民主主義という社会科学上の術語が初めて意識的に用いられたのは、エストランド (David M. Eastlund) ⁽⁴⁵⁾ が指摘しているように、ベゼット (Joseph M. Bessette) によるアメリカ合衆国の議会研究であった。べ

ゼットは、合衆国市民は議員という代表者を通じて討議を行うべきであるとしたうえで、議会を市民の代表者である議員が共通善を求める討議の場として再構成しようとした。⁽⁴⁶⁾

また、アメリカ合衆国憲法こそが討議的な民主政治を創造すべく設計されていると主張しているサンステイン (Cass R. Sunstein) が、討議民主主義理論の具体化として挙げたものの一つが、合衆国憲法によって創設された代議制の統治機構であった。サンステインによれば、不偏不党性の原理 (impartiality principle) を重視した合衆国憲法の起草者たちは、君主制の残滓、公務員の利己心及び党派による権力の掌握を危惧し、憲法制定にあたって、これらの三要素が機能しないように制度設計を行ったが、その結果として生まれた、最終的に市民に対して説明責任を負う一方で、党派の影響に支配されずに討議を行うことを代表者に保障する装置の一つが、議会における代表者による審議である。⁽⁴⁸⁾

さらに、今日、討議民主主義理論に立脚したうえで、独自に考案した DQI (Discourse Quality Index) という指標に基づき、ドイツ、スイス、英国及びアメリカ合衆国の四か国の議会における審議を測定し、分析したシュタイナー (Jürg Steiner) らの実証的研究も、注目を集めている。⁽⁴⁹⁾

このような議論を踏まえて改めて考えてみれば、討議民主主義理論は、代議制民主主義と対置されるものとして単純に理解されるべきではない。剥き出しの選好 (naked preference) を吐露する人々による直接統治ではなく、⁽⁵⁰⁾ 代表者による冷静で慎重な討議に基づく政治が望ましいということを主張するための説明概念として、討議民主主義という術語が創造されたという経緯は、看過すべきではなからう。議会こそが民主的討議が行われるべき場であるという立論は十分に可能であって、むしろ、それこそが討議民主主義理論の源流である。

しかしながら、このような議論に対して、ドライゼックは、リベラルな立憲主義と討議民主主義を同化させようとするサンステインら公法理論研究者を批判し、⁽⁵¹⁾ また、かつての議論とは異なり、国家の立法・政策過程にお

ける市民社会のコミュニケーション的過程の影響により関心を寄せるハーバーマス (Jurgen Habermas) をも批判したうえで、⁽⁵²⁾ なおも討議理論の公式の政治・経済制度への包摂を忌避し、市民社会の討議の重要性を強調している。あるいは、ウォーレン (Mark E. Warren) は、政治エリートによる討議を強調することは反民主主義的 (anti-democratic) でさえありうるとして、単に代表制機構の討議機能を強調する論者を討議民主主義論者に数えないと強弁する。⁽⁵³⁾

なるほど、このようなドライゼックらの議論に依拠するのであれば、先述の篠原教授による整理は、理論的には何ら否定されるべきものではない。⁽⁵⁴⁾ もっとも、議会における審議の討議性に着目する討議民主主義の源流やそれを実証的に検証しようとする水系と、それらに対して決別を図ろうとするドライゼックらの支流との間には、越えることの困難な分水嶺がある。

これらまったく趣の異なる二つの理論潮流を同じ討議民主主義理論という術語の下で共存しうるものとして理解するための環境を整備するために、⁽⁵⁵⁾ いま一度、討議民主主義理論の理論的支柱の一つであるハーバーマスによる複線的な討議政治 (zweigliedrige deliberative Politik) 論を再評価することにした。

2 「決定のための討議」と「討議のための討議」

ハーバーマスによれば、討議政治の場合は、政治システム (politisches System) と政治的公共性 (politische Öffentlichkeit) という二つの層に分けられ、それらが相互作用することこそが重要であるという。⁽⁵⁶⁾ 政治システムは、議会やその委員会など、制度化された公式の審議を行う討議の場であり、集合的に個人を拘束する決定を行うために特殊化された部分システムであり、⁽⁵⁷⁾ そこでは、決定は制度化された法定の手続に規律されることが求められる。⁽⁵⁸⁾ 一方、政治的公共性とは、必ずしも制度化された手続には規律されない、問題の所在を発見しそれを争点化

するための非公式に形成される意思形成過程である。公共的な問題は、政治的公共性において、人々によって感知され争点化されると、公共的な争点として一般的に認知され、政治システムにおける議題へと転換されていく。周知のとおり、ハーバーマスは、自らも述べるとおり、意見・意思形成過程における民主的討議の意義を重視しており、⁽⁵⁹⁾ハーバーマスの討議理論といえは、制度化されていない非公式な政治的公共性における討議が注目されがちであるが、ここで留意しなければならないのは、制度化された公式の政治システムにおける討議も重要であって、⁽⁶⁰⁾むしろ、公共的な事項の意思決定はあくまで政治システムの次元でなされなければならない、政治的公共性における討議は意見・意思形成の枠内にとどめられなければならないと、ハーバーマスがとらえている点である。

ハーバーマスは、民主的手続によって規制される決定志向的審議 (entscheidungsorientierte Beratung) の場と、公共圏における非公式の意見形成過程 (informeller Meinungsbildungsprozess) とを、明確に区別して考えており、⁽⁶¹⁾それらはいずれも民主的な討議がなされるべき場であり、そして、それらの相互作用が討議政治の成否を決めるとい⁽⁶²⁾う。

討議民主主義理論の名の下に集まる多様な諸理論の共存を図るためには、この討議の場の区分法をやや修正した形で用いることにしよう。

討議民主主義論における民主的討議とは、それが何を目的とするかによって、次の二つに分けることができる。すなわち、公共的な事項に関して、個人が、問題の所在を理解し、熟慮し、討議を行い、各人の意思を形成することそのものに意義を見出す討議と、立法その他公権的な決定作成が求められる場面において、決定に責任を負う者が、熟慮し、討議を行い、意思を形成し、それに基づき決定を行うためになす討議との二つである。以下、本稿では、前者を「討議のための討議」と、後者を「決定のための討議」と呼ぶことにする。後者が行われる場

は、議会や裁判所などの公式の場である一方、前者は市民社会において重疊的に展開される。そして、討議の意義の重点を、意思形成に置くのか、それとも、決定作成に置くのかということは、前節に見た、民主的討議が合意形成を志向するものであるか否かと、理性的論証以外のコミュニケーション様式が許容されるか否かという二つの問題とも連関すると考える。

議会や裁判所など「決定のための討議」の場においては、決定作成が求められている論争的な議題に関して、民主的討議を経た所産として必ず何らかの決定がなされるが、そこで作成された決定は、それに対する異論があるとしても、立憲的政治のルールを共有する討議参加者にとつては、少なくともそれが公権的な決定であるという⁽⁶³⁾ことに關しては合意したものであると評価しうる。一方、「討議のための討議」は、討議をすることそれ自体に意義を見出すものであり、決定を作成することから解放されているので、そもそも合意を目指すものではないといえる。

また、「決定のための討議」においては、理性的論証がなされることが嚴格に求められ、また、遵守しなければならぬ手続上の準則などが存在する。例えば、議会において、議事に関してさまざまな法令上の制約が設けられていることは、最終的に法律案の議決という決定作成を行わなければならない議会という討議の場の本質から、当然のこととして認められなければならない⁽⁶⁴⁾。また、法廷において顕出された適法かつ適式の証拠以外のものが刑事裁判における裁判官の心証形成に影響してはならない⁽⁶⁵⁾ということは、法廷が「決定のための討議」を行う場であるがゆえの合理的制約である。その一方、決定作成から解放された「討議のための討議」においては、討議参加者は形式的な準則に拘束される必要はなく、また、理性的論証以外のコミュニケーション様式が一定程度許容される。そのような様式を許容しておかなければ、理性的論証に基づく討議を行えない主体の参加を排除する結果にもなりかねないからである。思想の自由市場の下で、複数のメディア（それは、情報通信技術の発達

した今日においては、マス・メディアに限られない）が自由に報道・論評を行うことは、個人が意見形成を行うために必要な情報を流通させるという意味で、「討議のための討議」の重要な基盤となりうる。政治的意思表明の手段の一つである集会や集団示威行進などは、コミュニケーション様式としてはきわめて強圧的なものであるが、それが「討議のための討議」である以上、憲法上、尊重しなければならない。

この「決定のための討議」と「討議のための討議」の二分論は、そのほかに、討議の主体や論題の範囲の問題にも連関する。すなわち、討議の主体に関して、「決定のための討議」への参加資格は、決定作成に正当な権限を有するその本来の構成員に限定されるべきである一方、決定に直接的に影響しない「討議のための討議」においては、討議の構成員を厳格に制限しなければならない要請は必ずしも存在しない。また、討議すべき論題の範囲についても、「決定のための討議」では、その討議体に決定権限が授けられたものに限定される一方、「討議のための討議」においては、いかなる論題を扱うことも基本的には自由である。

「討議のための討議」と「決定のための討議」との関係については、二者は、無関係に存在するものではなく、相互に連関しあうものである。

すなわち、「討議のための討議」の意義は、第一義的には、「決定のための討議」への議題設定のための準備的討議である。「討議のための討議」の場において、議論された議題が争点化し、成熟することによって、政策的対応などの何らかの公権的な決定が求められるようになれば、それが議会や裁判所などの「決定のための討議」の場へと移されることになる。そして、「決定のための討議」の場において、「討議のための討議」で展開された自由な議論が、限定された方法に拘束されつつも、再現され、参照され、そして、決定が作成されることによって、公的な問題としては一応の結論が示されることになる。「決定のための討議」に至る前に「討議のための討議」において、十分に討議がなされればなされるほど、その後に行われる決定の正統性は高められる。

共和主義的憲法観に立つ論者にとつては、「討議のための討議」は、同時に、「決定のための討議」の潜在的な参加者が、討議を十分に行いうるための公民的徳性(civic virtue)を涵養するためのものとして、固有の意義を認めることもできよう。

以上のように、民主的討議を「討議のための討議」と「決定のための討議」との二つに分けて考えれば、既存の立憲的政治制度における討議の意義を重視する討議民主主義理論の一派と、専ら市民社会における討議を活性化することに注力する一派とは、同じ討議民主主義理論という名の下で共存することができる。そして、討議民主主義理論が、今後も選好集計型の民主主義理論への有効な対抗理論として存在し続けるためには、我々は、さまざまな場においてこれら二つの討議の実践を繰り返し、民主主義的討議の意義についての認識を深めていく必要があるといえよう。

(41) もっとも、二〇〇二年の『市民の政治学』において篠原教授が「討議デモクラシー」と訳出したものは、ドライゼックのいう言説的民主主義のことであって、本稿の筆者が「討議民主主義」と訳出する deliberative democracy のことではなかった(篠原一『市民の政治学』(岩波書店、二〇〇二年)一一〇—一一三頁)。

(42) 篠原・前掲注(41)一五五—一五七頁。

(43) 篠原教授は、「八〇年代の〔筆者注：マンスブリッジやバーバ(Benjamin R. Barber)に代表される参加民主主義〕理論はのちの討議デモクラシー論と重なるものを持ち、とくに一九八四年のバーバーの「強いデモクラシー」strong democracy 論にそのような色彩が強い」(篠原一『歴史政治学とデモクラシー』(岩波書店、二〇〇七年)一五頁)と述べている(あわせて、同書二二—二三頁も参照)。

(44) 篠原・前掲注(43)三—八五頁。なお、『市民の政治学』において deliberative democracy を「協(討)議デモクラシー」と訳出していた篠原教授は、その後、この二〇〇七年の『歴史政治学とデモクラシー』において、deliberative democracy の訳語に

「討議デモクラシー」をあてるとようになる(五頁)。篠原教授は、「討議デモクラシーを通常いう討議デモクラシーと批判的討議デモクラシーとに分けて考えるとすれば、これまでの使われ方から考えて前者を熟議デモクラシーとし、後者にディスカシブ・デモクラシーとコミュニケーション・デモクラシーを含め、両者を総合して討議デモクラシーということにしてもよいであろう」と述べる(六〇頁)。しかしながら、「討議デモクラシー」の低位概念として「熟議デモクラシー」が位置づけられる理由についての説明が十分になされていないことに加え、不用意に概念を複雑化させかねないため、筆者は篠原教授の概念整理には賛同できない。

- (45) ホーマンとレーク (William Rehg) やライゼットは「討議民主主義という術語の初出が」 Joseph M. Bessette, "Deliberative Democracy: The Majority Principle in Republican Government", Robert A. Goldwin and William A. Schambra eds., *How Democratic Is the Constitution?*, Washington D. C.: American Enterprise Institute, 1980, pp. 102-116 に於いて用いられる (James Bohman and William Rehg, "Introduction", Bohman and Rehg eds., *Deliberative Democracy*, p. xii; Dryzek, *supra* note (11), p. 12)。ただし、エストランドによれば、それは「isset がミシガン大学にて一九七八年に提出した博士論文「議会におけるデリバレーション——予備的調査 (Deliberation in Congress: A Preliminary Investigation)」に於いて用いられる (David M. Estlund, "Who's Afraid of Deliberative Democracy?": On the Strategic / Deliberative Dichotomy in Recent Constitutional Jurisprudence," *Texas Law Review*, 71, 1993, p. 1437, n.1)。
- (46) Joseph M. Bessette, *The Mild Voice of Reason: Deliberative Democracy and American National Government*, Chicago: University of Chicago Press, 1994.
- (47) Cass R. Sunstein, *The Partial Constitution*, Cambridge: Harvard University Press, 1993, pp. 19-20. したがって、マンカーテン (Bruce A. Ackerman) によれば、その憲法自体が「市民の冷静な討議によって行われたものである (Bruce A. Ackerman, *We the People 1: Foundations*, Cambridge: Belknap Press, 1991, pp. 165-199)。
- (48) Sunstein, *supra* note (47), pp. 17-20.
- (49) Jürg Steiner, André Bächtiger, Markus Spöndli, and Marco R. Steenbergen, *Deliberative Politics in Action: Analysing Parliamentary Discourse*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004. したがって、これまで専ら規範理論として用いられられてきた討議民主主義理論が、実証的研究を行う際にも援用可能であることを示した点で意義がある。

- (50) Sunstein, *supra* note (47), p. 25.
- (51) Dryzek, *supra* note (11), pp. 17-20.
- (52) *Ibid.*, p. 20-27.
- (53) Mark E. Warren, "Deliberative Democracy," April Carter and Geoffrey Stokes eds., *Democratic Theory Today: Challenges for the 21st Century*, Cambridge: Polity Press, 2002, p. 174. 一七八九年制定当初のアメリカ合衆国憲法において、より質の高い討議を保障するために上院議員の選出を直接投票とはしなかったという制度設計は、ウォーレンにとつては、否定的に評価される (*ibid.*)。反対に、「フェデラリスト」(*The Federalist Papers*) に沿って、「人民の感情と熟慮に基づく討議とを組み合わせるシステムである」と肯定的に評価するものとして、川岸令和「自由の構成としての憲法」早稲田政治経済学雑誌三二八号(一九九六年)二三七頁。
- (54) 否定されるべきなのは、篠原教授のいう「討議民主主義」が言説的民主主義などを中心とする討議民主主義理論の主流たる一派(もつとも、篠原教授は、それを「本来の討議デモクラシー」と呼ぶ(篠原・前掲注(43)一一頁、傍点は筆者による)が、筆者の理解によれば、討議民主主義理論の歴史を踏まえて、かつ現在の議論状況を前提に議論する限り、それは「本来の討議デモクラシー」であるとはいえない)を指すということ看過して、篠原教授の議論を誤って援用する論者の議論である。
- (55) ドライゼックらの理論は、公的な決定作成において民主的討議がなされなくてもよい(あるいは、なされるべきではない)と主張しているのではなく、ただ、公的な決定作成のための討議を討議民主主義理論の文脈で議論することを批判しているにすぎない。そもそも共存を図るためには、討議民主主義理論の中での内部的闘争を休戦させる必要があるが、それは、ドライゼックにおいては、言説的民主主義という術語を創作し、討議民主主義と棲み分けることによって、すでに解決が図られている。
- (56) Jürgen Habermas, *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1992, S. 361-366 (河上倫逸・耳野健二訳「事実性と妥当性(下)」(未来社、二〇〇三年)二二二―二六頁)。
- (57) *Ibid.*, S. 363 (訳書 = (下) 二四頁)。
- (58) *Ibid.*, S. 374 (訳書 = (下) 三三頁)。
- (59) *Ibid.*, S. 361-362 (訳書 = (下) 二二―三三頁)。
- (60) ハーバーマスが公式の制度化された政治システムにおける討議を重要視しているという点に関しては、木村光太郎「討議

- 民主主義」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁＝編『ポスト・リベラリズム』（ナカニシヤ出版、二〇〇〇年）一五七頁、牧野正義「ハーバースにおける国家・政治システムと討議倫理」政治研究五二号（二〇〇五年）八三頁も参照。
- (61) Habermas, *supra* note (56), S. 372-373（訳書＝（下）三一頁）。
- (62) 討議的政治の成功は、適切な手続、コミュニケーションの前提の制度化、制度化された討議と非公式の世論との協同（Zusammenspiel）にかかっている（Habermas, *supra* note (56), S. 361-362（訳書＝（下）二二頁））。なお、*ibid.*, S. 374（訳書＝（下）三二頁）も参照。
- (63) 決定に異論がありうることは、そもそも想定範囲内である。ハーバースによれば、議会などの政治システムにおける討議は、制度化された民主的手続に従って行われる限りにおいて、合理的であることの推定を根拠づけることになる（Habermas, *supra* note (56), S. 368（訳書＝（下）二八―二九頁））、そこで得られた結論が合理的であることの推定という暫定的な妥当性にとどまるのは、討議を経て作成された決定といえども、多数派による部分的な合意に依存せざるを得ないため、可謬なものにすぎないからである（同様のことは、コーエンによっても主張されている。すなわち、コーエンによれば、討議は、合意形成を目的とするものであるが、原理的に無制限に継続され、いつでも再開しうるものである。その一方で、政治的討議には決定を行わなければならない時間的な制約がある（Cohen, *supra* note (2), p.75）。したがって、討議の結果として作成された決定は、継続されるべき議論の一つの区切りにすぎず、いわば討議による意見形成の暫定的な結論にすぎない（Habermas, *supra* note (56), S. 220-221（河上倫逸・耳野健二＝訳『事実性と妥当（上）』（未来社、二〇〇二年）二二三頁））。議会や裁判所における十分な討議を経た公権的な決定といえども、可謬的な討議の所産にすぎないのであるから、それらは必ず反省的吟味の対象となる。要するに、決定は、原理的には再開可能な論証の、合理的に動機づけられるが可謬的でもある結論であって、同じく民主的手続に従って論拠を再吟味し、改廃される機会が保証されることによって、現下の意思決定に内容上同意しない少数派にも、覆すことのできない結論（unumkehrbare Konsequenzen）を作り出す決定を正当として合理的に受容する態度を可能にする。しかしながら、政治システムにおける討議がその性質上可謬であることを余儀なくされ、そして、そこでなされる決定が原理的に暫定的なものであるといっても、現実には、議会の場合、法律が制定され、それが執行されることにより、それに基づき、個人の権利が制限され、義務が課せられるし、裁判所の場合、判決が言い渡され、それが確定すれば、

判決が執行される。ここでいう討議の可謬性ないし決定の暫定性というのは、主張が受容されなかった少数派が原理的なし潜在的に異議申立てをしようということを意味するにとどまり、実際にそれが可能であることを必ずしも意味しない。例えば、裁判所による死刑の確定判決に関して、第一次的には、再審制度の存在は討議の可謬性を前提とした決定の暫定性の担保を意味するが、かりに死刑が執行され、第一次的異議申立者が消滅しても、新証拠の発見によって当該判決は転覆しうる（この際、死刑の執行により無辜の者の生命が失われることは、レレバントな問題ではない）という意味で、やはり決定は暫定的なのである。

(64) 例えば、野党が審議を拒否し物理的な抵抗を企てるという議会制の病理に我々が違和感を覚えるのは、本来議会が理性的な論証に基づく討議がなされるべき場であるという認識があるからであり、これに対して、それでも公共政策の決定に責任を負う与党が採決を強行せざるを得ないのは、議会が「決定のための討議」を行う場であるからである。

(65) ただし、裁判所における法的討議に関して訴訟が当事者等に課す制約についてのハーバーマスの見解は、Habermas, *supra* note (56), S. 283-292 (訳書Ⅱ(上) 二七一—二七八頁)。

(66) 例えば、わが国の国会が個別的法律 (Einzelgesetz) ないし処分的法律 (Maßnahmegesetz) を制定することや、わが国の裁判所が抽象的に法令の解釈や効力についての判断を示すこと（なお、最大判昭和二十七年一月八日民集六卷九号七八三頁参照）は、憲法及び法律に定められた各機関の権限を踰越するものであり、原則として認められない。

* 本稿は、平成一九—二〇年度科学研究費補助金（若手研究（スタートアップ）、「共和主義的憲法観に基づく討議民主主義理論による裁判員制度の意義の再構成」、課題番号：一九八三〇〇二三）による研究の成果の一部である。なお、本稿の一部は、曾根泰教・大山耕輔Ⅱ編著『日本の民主主義』（慶應義塾大学出版会、二〇〇八年）に所収された拙稿「公共的討議の意義の複線化」の一部を加筆・修正し、再構成したものである。